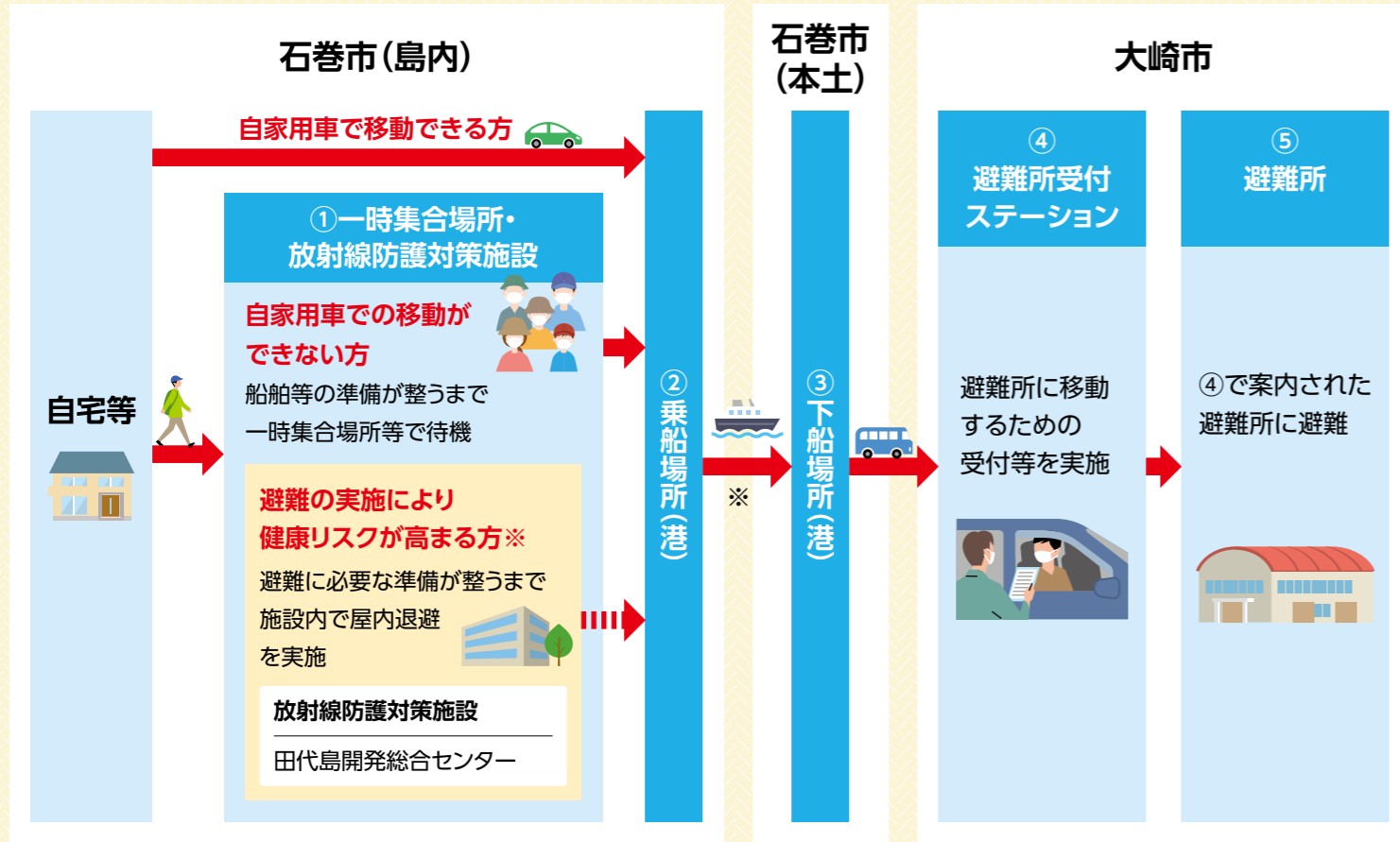


避難の流れについて

避難指示が出たら、以下のように本土まで移動後、避難所受付ステーションを経由し、避難所へ移動します。
本土への移動は、原則、県や市が準備した船舶等で行います。
本土到着後の移動は、県や市が準備したバス等で行います。

避難所受付ステーションとは

避難してきた方に対し、避難所を案内する場所です。
この場所を経由することで、避難所が変更になった場合でも、適切に案内することができます。



あなたの避難先は大崎市です。

市より避難指示があった場合は、個々の移動手段に応じて、①または②に集合してください。

詳細な経路図は、このマニュアルの内側に記載していますので、ご確認ください。

※災害の状況に応じて、①～⑤は変更となることがあります。

①～⑤の場所及び経路については、市からの避難指示と併せてお知らせします。

| ①一時集合場所 | ②乗船場所 | ③下船場所 | ④避難所受付ステーション | ⑤避難所 |
|-------------|---------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 田代島開発総合センター | 仁斗田港 又は大泊港 | 石巻港 | 宮城県大崎合同庁舎 (大崎市古川旭四丁目1-1) | 大崎市立鳴子小学校 (大崎市鳴子温泉字湯元29) |

自家用車での避難に備え、日頃から避難できる程度の燃料があるかを確認し、必要に応じて給油するよう心がけてください。

災害時の 情報収集先

石巻市公式ホームページ

石巻市公式 Twitter (防災)

石巻市公式 Facebook (防災)

みやぎ原子力情報ステーション

宮城県原子力安全対策課

宮城県公式 Twitter

石巻市総務部危機対策課
TEL.0225-95-1111 (代)

宮城県復興・危機管理部
原子力安全対策課
TEL.022-211-2341

石巻市〈田代島〉

原子力災害時の防災対応マニュアル

保存版 令和4年1月版
準PAZ(離島)版

準PAZ：発電所より概ね5～30km圏内の
有人離島、牡鹿半島地域

広域避難計画について

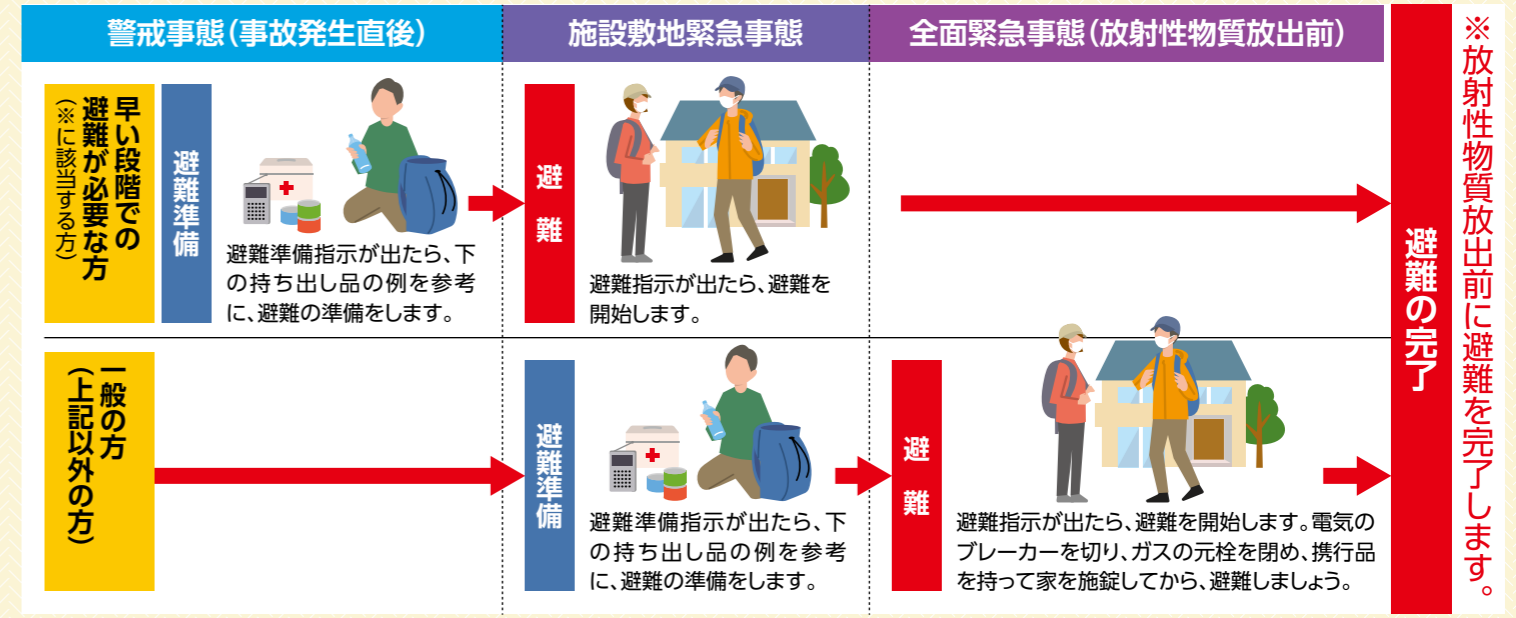
この「原子力災害時の防災対応マニュアル」は、女川原子力発電所において原子力災害が発生した際に、「どのように行動すればよいか」について、記載したものです。

なお、石巻市では、原子力災害時の必要な防護対策を「石巻市広域避難計画」として定めており、計画がこのマニュアルに反映されています。

災害時に活用できるよう、このマニュアルを身近な場所に保管してください。

事故発生時の対応について

原子力発電所の状況に応じて、国、県、市が避難などが必要か判断し、下図のとるべき行動をお知らせします。
防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ等の情報に注意し、市の指示に従って行動しましょう。



※早い段階での避難が必要な方 高齢者、身体の不自由な方等のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる方 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある方 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した方

避難時の持ち出し品について(一例)

| | | | | | |
|----------------------|--|---------------------------------|--|---------------------------|-------------------------|
| 貴重品 現金・印鑑・健康保険証など | 食料 飲料水・非常食 | 応急医薬品 常備薬・お薬手帳・バンソウコウなど | 衣類など 着替え・タオル・生理用品など | 乳児用用品 紙オムツ・粉ミルク・ほ乳びんなど | 携帯ラジオ・懐中電灯 乾電池も忘れずに! |
| 携帯電話 充電器も忘れずに! | 事前配布された安定ヨウ素剤 ヨウ化カリウム ※事前配布を受けた方 | 日常生活に欠かせないもの 眼鏡・入れ歯・補聴器・電池など | 避難時などに使用するもの マスク・ハンカチ・上着・リュック・帽子・スリッパなど | | |

放射性物質放出前に避難を実施しますが、万が一の放射性物質の吸入や付着を防ぐために、マスクや帽子を着用して避難しましょう。

安定ヨウ素剤について

PAZ・準PAZにお住まいの方で、40歳未満の方、妊婦、授乳婦、お子さんを望まれている女性及びその他配布を希望される方に、平時より安定ヨウ素剤を事前配布しています。安定ヨウ素剤を服用することで、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを防ぐことができます。市からの服用指示に従って、適切なタイミングで服用してください。

避難経路図

- 市より避難指示があった場合は、以下の第一経路(—)により、避難先へ向かっていただきます。
- 必ず以下の **避難所受付ステーション** を経由してから、案内された **避難所** に向ってください。
- 災害の状況に応じて、第一経路以外の経路で避難するよう市から指示することがありますので、市の指示に従って行動して下さい。



- 凡例**
- 第一経路
 - - - 第二経路
 - 避難所受付ステーション
 - 放射線防護対策施設 (一時集会所)
 - ⚓ 港
 - ⊕ 臨時ヘリポート



乗船場所は災害の状況に応じて、市より案内しますので、防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ等の情報を確認してください。

拡大図①(避難所受付ステーション周辺図)



拡大図②(避難所周辺図)



行政区別避難所一覧

●お住まいの行政区に対応する避難所は以下のとおりです。避難所までの行き方については、避難所受付ステーションで案内します。

| 行政区名 | 避難所 |
|--------|-------------------------|
| 仁斗田、大泊 | 大崎市立鳴子小学校(大崎市鳴子温泉字湯元29) |